

令和元年度

笠郷地域創生 自治町民会議 総会

「地域が育てる・ふるさと笠郷」

【5つの取組み 3年間の重点項目(最終年度)】

1. 支えあいのまちづくり (健康・福祉部会)
(教育・文化・商工部会)
 - (1). 三世代交流の推進
 - (2). ひとり暮らしの見守り
2. 安全で安心なまちづくり (安全・安心部会、総務部会)
(教育・文化・商工部会)
 - (1). 自助について啓発
 - (2). 災害弱者の避難対策
 - (3). 地域で災害に備えるための方法の件討・情報の共有
 - (4). 防災のための体制の充実・人づくり
 - (5). 通学路等の地域の安全性向上
3. 育みあいのまちづくり (教育・文化・商工部会、総務部会)
 - (1). コミュニティ・スクールの充実
4. 美しく活力あるまちづくり (環境・美化部会)
 - (1). 美化活動の実施とごみ捨てマナーの啓発
5. 助け合いのまちづくり (総務部会)
 - (1). 団体の体制・活動の見直し

令和元年5月

笠郷地域創生自治町民会議

笠郷地域創生自治町民会議

委員・理事・役員名簿

No.	自治会等 役職	郵便番号	住所	氏名	電 話	役 職	部会名
1	船附区長	503-1382		大橋 徳法		会長	総括
2	区長会長	503-1384		安田 正		副会長	安全・安心
3	栗笠区長	503-1381		近藤 則昭		理事	教育・文化
4	大野区長	503-1383		渋谷 武司		理事	健康・福祉
5	上之郷区長	503-1385		川瀬 普		理事	環境・美化
6	船附自治会代表	503-1382		藤井 貞治		専門委員	安全・安心
7	船附自治会代表	503-1382		伊藤 博文		専門委員	安全・安心
8	船附自治会代表	503-1382		藤井 正信		専門委員	安全・安心
9	船附自治会代表	503-1382		水谷 武則		専門委員	安全・安心
10	下笠自治会代表	503-1384		松永 良治		専門委員	安全・安心
11	下笠自治会代表	503-1384		宮堂 勝好		専門委員	安全・安心
12	下笠自治会代表	503-1384		西脇 哲夫		専門委員	安全・安心
13	下笠自治会代表	503-1384		小野 茂治		専門委員	安全・安心
14	栗笠自治会代表	503-1381		田中 薫		専門委員	安全・安心
15	栗笠自治会代表	503-1381		栗田 保		専門委員	安全・安心
16	大野自治会代表	503-1383		伊藤 武司		専門委員	安全・安心
17	大野自治会代表	503-1383		松永 則男		専門委員	安全・安心
18	上之郷自治会代表	503-1385		近藤 恒夫		専門委員	安全・安心
19	公民館長・社協支部長	503-1381		高濱 七三		理事	総務
20	公民館分館長会長	503-1384		増田 弘雄		専門委員	総務
21	民生児童委員代表	503-1384		宮堂 宏宣		理事	健康・福祉
22	婦人の会会長	503-1385		川地 洋子		専門委員	総務
23	笠郷老人クラブ連合会会長	503-1385		藤枝 定光		専門委員	健康・福祉
24	体育振興会会長	503-1384		藤田 国磯		理事	教育・文化
25	農業委員会会長	503-1382		西脇 康		理事	環境・美化
26	農事改良組合副組合長	503-1384		宮堂 政樹		専門委員	環境・美化
27	町消防団笠郷分団長	503-1383		大橋 力雄		理事	安全・安心
28	町消防団笠郷副分団長	503-1382		藤井 光二		専門委員	安全・安心
29	女性防火クラブ笠郷会長	503-1384		安田 里巳		専門委員	安全・安心
30	笠郷地区交通安全協会会長	503-1382		中嶋 俊美		専門委員	安全・安心
31	子供会育成会会長	503-1384		西脇 孝子		専門委員	環境・美化
32	社会教育委員	503-1385		近藤 尚子		専門委員	教育・文化
33	五三土地改良区理事長	503-1384		佐竹 芳行		専門委員	環境・美化
34	環境保全対策協議会長	503-1382		藤井 清		専門委員	環境・美化
35	東部中学校PTA代表	503-1382		河田ひとみ		専門委員	教育・文化
36	笠郷小学校PTA会長	503-1384		近藤 啓継		専門委員	教育・文化
37	船附こども園保護者会長	503-1384		森 真実		専門委員	健康・福祉
38	下笠保育園保護者会長	503-1321		馬場真梨子		専門委員	健康・福祉
39	商工会笠郷支部長	503-1384		小野 力雄		専門委員	教育・文化
40	下笠保育園園長	503-1384		児玉 法彰		専門委員	健康・福祉
41	船附こども園園長	503-1382		大橋 紀元		専門委員	健康・福祉
42	食改善協議会笠郷支部長	503-1385		川瀬 愛子		専門委員	健康・福祉
43	笠郷地区スポーツ推進委員	503-1385		細川 清美		専門委員	教育・文化
44	スポーツ少年団代表	503-1384		吉田 文		専門委員	教育・文化
45	JA西美濃笠郷支店長	503-1384		松尾 隆浩		専門委員	総務
46	笠郷小学校校長	503-1382		高橋 誠		専門委員	教育・文化
47	町民会議事務局長	503-1381		佐藤富士男		事務局長	総務

○印:役員 総括(1) 総務(5) 安全・安心(18) 健康・福祉(8) 環境・美化(6) 教育・文化(9)

No.	町民会議 役職	郵便番号	住所	氏名	電 話	備考
1	監事	503-1384		佐竹 芳行		専門委員兼務
2	監事	503-1382		西脇 君男		

笠郷地域創生自治町民会議 (笠郷自治会館内 電話:36-0006)
事務局長 佐藤富士男

令和元年度 笠郷地域創生自治町民会議 総会 次第

(司会 事務局長 佐藤富士男)

町民憲章朗唱

総務部会長 高濱 七三

1. 開会の挨拶

副会長 安田 正

2. 自治町民会議会長 挨拶

会長 大橋 徳法

3. 来賓紹介・挨拶

養老町長 大橋 孝 様

県議会議員 村下 貴夫 様

町議会議員 西脇 康 様

4. 議長選出

5. 議事録署名者選出(2名)

6. 議事

第1号議案 笠郷地域創生自治町民会議 令和元年度年改選役員・委員承認の件

第2号議案 笠郷地域創生自治町民会議 平成30年度事業報告承認の件

第3号議案 笠郷地域創生自治町民会議 平成30年度収支決算承認の件

第4号議案 笠郷地域創生自治町民会議 平成30年度監査報告承認の件

第5号議案 笠郷地域創生自治町民会議 令和元年度事業計画案承認の件

第6号議案 笠郷地域創生自治町民会議 令和元年度収支予算案承認の件

第7号議案 笠郷地域創生自治町民会議 規約一部改正の件

第8号議案 笠郷地域創生自治町民会議 会計処理規定制定の件

7. 議長解任

8. 閉会の挨拶

環境・美化部会 川瀬 普

養老町民憲章

わたしたちの町、養老町は、緑の山、
清らかな水に恵まれた歴史の町です。

わたしたちの、この美しいふるさとを、
先人のたゆまぬ努力によって伸びつづけてきました。

わたしたちは、愛の輪をさらにひろげ、
力をあわせて未来につづく明るい町をつくります。

1. おはよう こんにちは と

元気な声があく町にしましょう。

1. 美しい自然の中で 力いっぱい
働ける町にしましょう。

1. おとしよりが 豊かにくらせる
町にしましょう。

平成30年度笠郷地域創生自治町民会議の事業報告

月	日	内容
4	24	笠郷地域創生自治町民会議 役員会 総会議題に関し内容確認
	28	笠郷地域創生自治町民会議 総会
5	14	笠郷地域創生自治町民会議 理事会 内規について
	15	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 事業計画・予算について
	18	笠郷地域創生自治町民会議 教育文化・商工部会 事業計画・予算について
	22	笠郷地域創生自治町民会議 健康・福祉部会 事業計画・予算について
	23	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 事業計画・予算について
6	19	笠郷地域創生自治町民会議 総務部会 事業計画・予算について
	21	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 防災訓練打ち合わせ
7	18	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 事業計画とその具体化策
	24	笠郷地区行政懇談会 各部会長出席 要望事項について
8	8	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 防災訓練等について
	16	笠郷地区夏祭り
	19	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 防災訓練実施
	27	笠郷自治会館の防災備蓄品を笠郷小学校3Fに移動
9	25	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 リサイクル施設見学について
10	14	笠郷地区運動会
	31	下笠保育園 3世代交流会実施
11	28	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化委員等でリサイクル施設見学会実施
12	1	笠郷地域創生自治町民会議ホームページオープン
	6	養老町公共交通機関 地域懇談会
	13	笠郷地域創生自治町民会議 地区避難計画策定支援事業による懇談会準備会
	15	大垣養老高等学校 『瓢箪倶楽部秀吉』講演会、『瓢箪の絵付け体験』実施
	20	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 事業及び課題について
1	9	船附こども園 地域の年配者を招待して「お楽しみ会」実施
	20	地区避難計画策定支援事業による洪水を想定した防災ワークショップ懇談会実施
2	20	太平洋工業(株)養老工場(船附)にて地域懇談会実施
	22	笠郷地域創生自治町民会議 環境・美化部会 今年度事業総括・来年度計画について
	24	笠郷地区公民館祭り
	26	笠郷地域創生自治町民会議 安全・安心部会 今年度事業総括・来年度計画について
	27	笠郷地域創生自治町民会議 教育・文化・商工部会 今年度事業総括・来年度計画について
	28	笠郷地域創生自治町民会議 健康・福祉部会 今年度事業総括・来年度計画について
3	6	下笠保育園 3世代交流会実施
	7	笠郷地域創生自治町民会議 総務部会 今年度事業総括・来年度計画について
	27	笠郷地域創生自治町民会議 理事会 積立金計画、規則の改定・制定について
4	11	笠郷地域創生自治町民会議 会計監査
5	7	笠郷地域創生自治町民会議 理事会
	11	笠郷地域創生自治町民会議総会
-	-	平成30年度 笠郷地域創生自治町民会議公報 10回発行

【収入の部】

款	項	目	今年度 予算額	今年度 決算額	比較増減 (決算-予算)	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活 動交付金	4,736,000	4,736,000	0	人件費2,470,000円(事務3人分) 除人件費2,266,000円
	委託金	笠郷地域の 日委託金	0	0	0	
自己 資金	笠郷地域振興費		1,392,000	1,389,000	-3,000	1,000円×1,389軒、 忠魂碑維持費は別会計
	昨年度繰越金		168,978	168,978	0	
	寄付金		0	0	0	
	雑入		0	42,277	42,277	夏祭りバザー売り上げ 42,250円、 利息 27円
	積立金取崩し		450,000	450,000	0	28年積立金300,000円+ 29年積立金150,000円
	その他		250,000	138,612	-111,388	公民館行事協賛金等
	自己資金計		2,260,978	2,188,867	-72,111	
合計(人件費除く)			4,526,978	4,454,867	-72,111	
総合計			6,996,978	① 6,924,867	-72,111	

(注) 平成29年度積立の45万円は令和元年度取崩し予定。

【支出の部】

款	項	今年度 予算額	今年度 決算額	比較増減 (予算-決算)	摘要	
人件費		2,470,000	1,030,760	② 1,439,240	事務局長+事務局員(1名)、 人件費の残金は町へ返却	
事務費		470,000	443,339	26,661	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管 理費、傷害保険料、役員手当等、	
会議費		50,000	18,815	31,185	諸会議お茶代	
事業 費	総務部会費	2,357,000	1,964,840	392,160	公民館3行事、推進員、公民館事務費含、総 務部会費(HP立上費)	
	安全・安心部会費	700,000	556,529	143,471	防災訓練、ヘルメット購入他	
	環境・美化部会費	250,000	98,077	151,923	リサイクル施設視察、資源ゴミ監視員バッグ	
	健康・福祉部会費	130,000	35,448	94,552	3世代交流会	
	教育・文化・商工部会費	480,000	427,496	52,504	体育振興会事業費 350,000円、 瓢箪苗育成、瓢箪講演会・瓢箪給付け	
	事業費計	3,917,000	3,082,390	834,610		
社会福祉協議会笠郷支部補助金		0	0	0		
積立金		0	700,000	-700,000	令和元年度へ25万円、2年度へ45万円	
予備費		89,978	0	89,978		
合計(人件費除く)			4,526,978	4,244,544	282,434	収支差額 210,323円は 次年度繰越金とする
総合計			6,996,978	③ 5,275,304	1,721,674	

【収支決算】

本年度収入決算額 ①	6,924,867
本年度支出決算額 ②	5,275,304
人件費の残金(町へ返却) ③	1,439,240
平成31年度への繰越金(①-②-③)	210,323


【積立金】

平成30年度積立金	700,000	令和元年度は250,000円、令和2年度は450,000円取り崩し予定
平成29年度積立金	450,000	令和元年度取り崩し予定

会計監査報告書

平成30年度 笠郷地域創生自治町民会議 会計
の収支決算について、会計諸帳簿及び関係書類を審
査した結果、適正かつ正確に処理されていることを確
認しましたので、ここに報告致します。

平成 31年 4月 11日

監事 西脇 君 男  印

平成 31年 4月 11日

監事 佐々 芳 行  印

令和元年度 笠郷地域創生自治町民会議 事業計画(案)

月	総会・理事会/事業計画	専門部会
4		
5	公民館運営委員会(事業計画) 総会(事業計画、予算案提出) 理事会・役員会	総務部会(具体的事業計画) 安全・安心部会(計画の具体化) 環境・美化部会(計画の具体化) 健康・福祉部会(計画の具体化) 教育・文化・商工部会(計画の具体化)
6	●3世代交流ペタンク大会(6/16) ソフトボール大会(6/23) 町パルシューレチャンピオンシップ(6/30)	専門部会
7	公民館運営委員会	専門部会
8	●夏祭り(8/16) 笠郷・池辺地区合同防災訓練(8/25)	専門部会
9	●敬老会(9/16)	専門部会
10	●運動会(10/13) ●3世代交流ペタンク大会(10/26) 養老町絆ウォーキング(10/27)	専門部会
11		専門部会
12	公民館運営委員会(12/7)	専門部会(来年度事業計画)
1	●元旦マラソン	専門部会(来年度事業計画)
2	養老町なわとび大会(2/2) ●公民館祭り(2/23) 理事会(来年度事業計画)	総務部会(来年度事業計画)
3	役員会(来年度事業計画)	

【収入の部】

款	項	目	本年度 予算額	昨年度 予算額	差額	摘要
交付金 及び 補助金	町交付金	地域総合活 動交付金	4,036,000	4,736,000	-700,000	人件費1,412,000円(事務2人分) 除人 件費2,624,000円
	委託金	笠郷地域の 日委託金	0	0	0	
自己 資金	笠郷地域振興費		1,370,000	1,392,000	-22,000	1,000円×1,370軒、 忠魂碑維持費は別会計
	昨年度繰越金		210,323	168,978	41,345	
	寄付金		0	0	0	
	雑入		40,000	0	40,000	夏祭りバザー売り上げ
	積立金取崩し		700,000	450,000	250,000	30年度積立金250,000円+ 29年度積立金450,000円
	その他		140,000	250,000	-110,000	公民館行事協賛金等
	自己資金計		2,460,323	2,260,978	199,345	
合計(人件費除く)			5,084,323	4,526,978	557,345	
総合計			6,496,323	6,996,978	-500,655	

(注) 平成30年度積立の残金45万円は令和2年度取崩し予定。

【支出の部】

款	項	今年度 予算額	昨年度 予算額	差額	摘要	
人件費		1,412,000	2,470,000	-1,058,000	事務局長+事務局員(1名)、 人件費の残金は町へ返却	
事務費		400,000	470,000	-70,000	消耗品、事務通信費、会合手当、HP維持管 理費、傷害保険料、役員手当等、	
会議費		30,000	50,000	-20,000	諸会議お茶代	
事業 費	総務部会費	2,358,000	2,357,000	1,000	公民館3行事、推進員、公民館事務費含、 総務部会費(HP立上費)	
	安全・安心部会費	800,000	700,000	100,000	防災訓練、防災マップ、防災備蓄品購入、 防災啓蒙活動、通学路安全支援	
	環境・美化部会費	250,000	250,000	0	リサイクル啓蒙活動、クリーン活動、看板点 検、ゴミ捨てマナー改革活動	
	健康・福祉部会費	180,000	130,000	50,000	3世代交流会、健康増進活動、一人暮らし見 守り	
	教育・文化・商工部会費	530,000	480,000	50,000	体振事業費 350,000円、瓢箪苗育成、瓢 箪講演会・絵付け、看板点検	
	事業費計	4,118,000	3,917,000	201,000		
社会福祉協議会笠郷支部補助金		0	0	0		
積立金		300,000	0	300,000	令和3年度へ積立	
予備費		236,323	89,978	146,345		
合計(人件費除く)			5,084,323	4,526,978	557,345	
総合計			6,496,323	6,996,978	-500,655	

【積立金】

令和元年度積立金	300,000	令和3年度取り崩し予定
平成30年度積立金	700,000	令和元年度は250,000円、令和2年度は450,000円取り崩し予定
平成29年度積立金	450,000	令和元年度取り崩し

第7号議案

1. 笠郷地域創生自治町民会議 規約 第17条 第6項 の全面改正

	現在の条文	改正(案)
第17条 第6項	部会長及び副部会長の任期は、所属する各種団体の構成員でなくなった場合を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。	部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。

<改正理由>

年度当初の部会長、副部会長が責任をもって1年間業務遂行できるように、年度途中での交代は避け、年度末での交代とするため。

(参考)

年度途中での緊急な部会長等の変更等については、第15条 第4項、に従う。

2. 笠郷地域創生自治町民会議 規約 別表の全面改正

現在の実態に合わせた全面改正

附 則

1. これらの規約改定は、令和元年5月11日より施行し、平成31年4月1日より適用する。

笠郷地域創生自治町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、笠郷地域創生自治町民会議（以下「自治町民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 自治町民会議は、住民相互の連携を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い笠郷地域を形成していくとともに、笠郷地域まちづくり計画（以下「まちづくり計画」という。）を策定し、この計画に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

(事務局設置場所)

第3条 自治町民会議の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

養老町船附 1148 番地 笠郷自治会館内

(活動の範囲)

第4条 自治町民会議の活動範囲は、笠郷地域内とする。ただし、他の町民会議と協力、連携して行う活動はこの限りでない。

(構成)

第5条 自治町民会議は、次の者をもって構成する（以下「構成員」という。）。

- (1) 笠郷地域内に在住及び在勤する者
- (2) 笠郷地域内の各区
- (3) 笠郷地域内で活動する団体
- (4) 笠郷地域に所在する事業所
- (5) その他、会長が必要と認める者

(事業)

第6条 自治町民会議は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定
- (2) まちづくり計画に基づく事業の実施
- (3) 養老町あるいは笠郷地域各区との協働事業の実施
- (4) 養老町との間で締結した指定管理業務等の実施
- (5) その他第2条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第7条 自治町民会議は、前条の事業を行うため、次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 専門部会

2 理事及び専門委員の選出は、各区、各種団体及び学識経験者等より別表に基づき選出する。

(役員)

第8条 自治町民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部会長 部会毎に1名
- (5) 監事 2名

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会において承認を得る。

3 監事は、役員会において推薦し、総会において決定する。

4 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べるができる。

(役員の仕事)

第9条 自治町民会議の役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、自治町民会議を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- 4 事務局長は、自治町民会議の事務及び事務局を統括する。
- 5 監事は、自治町民会議の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職への就任は、8年を限度とする。

2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その仕事をやらなければならない。

(顧問の設置)

第11条 自治町民会議に、顧問を置くことができる。顧問は、役員会において推薦し、総会において決定する。

(会議)

第12条 自治町民会議の会議は、総会、役員会、理事会及び専門部会とする。

(会議の開催及び運営)

第13条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開催できない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議を開催するにあたっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、理事及び専門委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は理事会の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を決定する。

(1) 地域まちづくり計画に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 自治町民会議の事業計画、予算及び事業報告、決算に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第8条第1項で定める監事を除く役員及び第17条第1項に定める専門部会の各部会長をもって構成する。

2 役員会は、総会、理事会、専門部に提出する議案を協議作成し、自治町民会議の円滑な運営を目指すものとする。

3 役員会は、理事会及び専門部会から提出された案件について審議する。

4 役員会は、緊急を要する事項に限り理事会に諮り、合意を得て執行することができる。

5 役員会は、会長が招集する。

6 役員会の議長は、会長とする。

7 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会)

第16条 理事会は、理事で構成し、役員会より提示された内容について審議する。

2 理事会は、専門部に付託する内容について検討し、決定することができる。

3 理事会は、会長が招集する。

4 理事会の議長は、会長とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第17条 専門部会（以下「部会」という。）は、理事及び専門委員で構成し、総会及び役員会等で決定された方針に基づき施策を実施するため、自治町民会議に次の専門部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 安心・安全部会

(3) 環境・美化部会

(4) 健康・福祉部会

(5) 教育・文化・商工部会

2 部会は、部会長が招集する。

3 部会には、部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し会務を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 部会長及び副部会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、同じ役職への任期は8年を限度とする。任期の途中で所属する各種団体の、代表任期が終了した場合等は、その年度末までを任期とする。

7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(会計)

第18条 自治町民会議の運営等に要する経費は、養老町からの地域総合活動交付金、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計監査)

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

(事務局)

第20条 自治町民会議の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長を置き、役員会の承認を経て、会長が任命する。

3 事務局に、必要に応じ事務局員を置くことができる。

4 事務局長は、会務及び会計を総理する。

5 事務局員は、事務局長を補佐する。

(個人情報の保護)

第21条 自治町民会議の構成員は、自治町民会議の活動を通じて知り得た個人情報により、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、その保護に努めなければならない。

(情報の公開)

第22条 自治町民会議の運営及び事業等に関する情報は、構成員に対して積極的に公開するものとする。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、自治町民会議の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

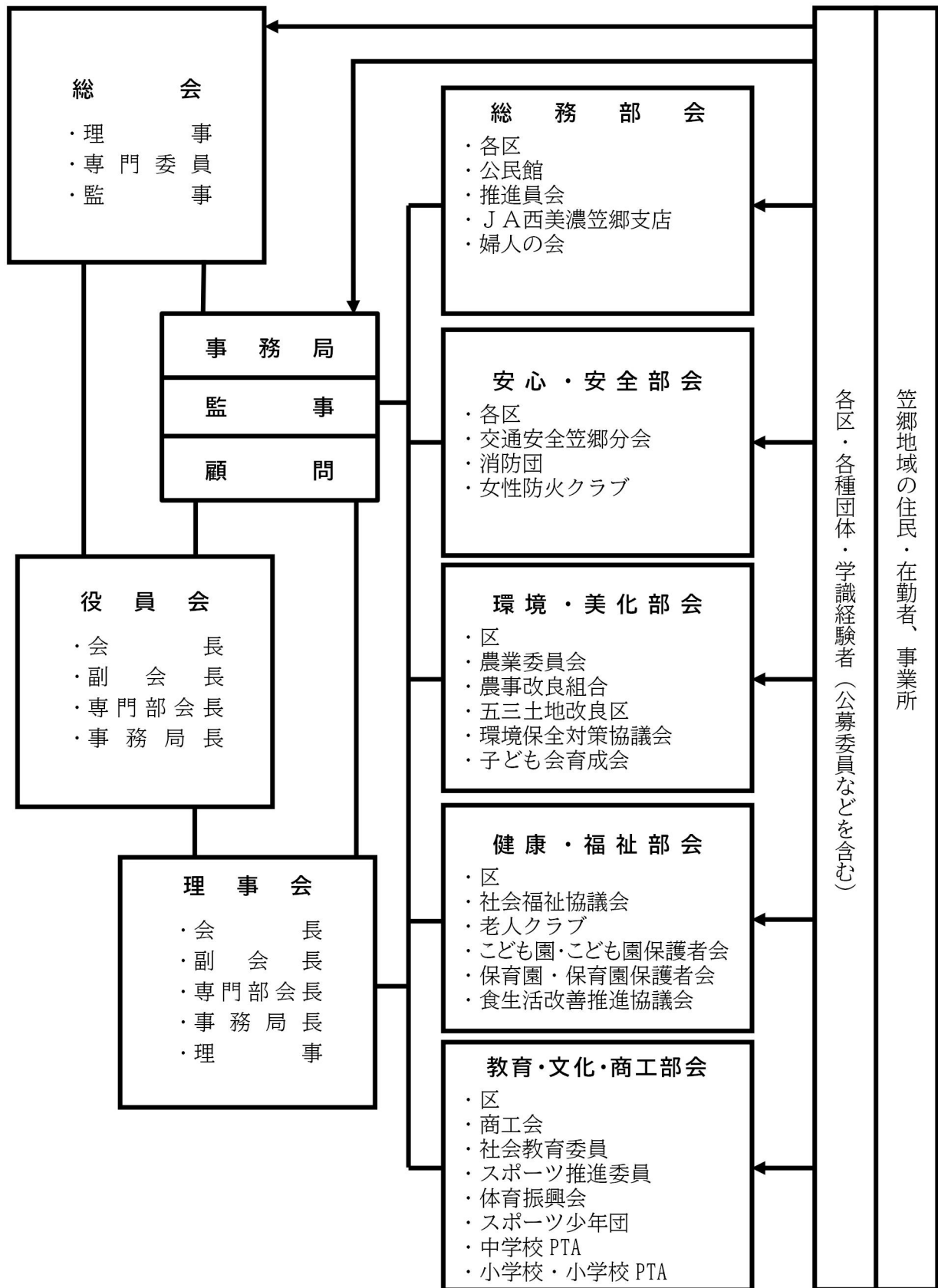
- 1 この規約は、平成28年4月30日から施行する。
- 2 自治町民会議の設立初年度の会計年度は、第18条第3項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成29年3月31日までとする。

別表（第7条 第2項関係）

No.	団体名	選出人数		備 考
		理 事	専 門 委 員	
1	船附区	1	4	区長、副区長等
2	大野区	1	2	区長、副区長等
3	下笠区	1	4	区長、副区長等
4	上之郷区	1	1	区長、副区長等
5	栗笠区	1	2	区長、副区長等
6	公民館	1	1	館長、推進員会長
7	社会福祉協議会	1	0	支部長
8	老人クラブ	0	1	会長
9	船附こども園	0	1	園長
10	下笠保育園	0	1	園長
11	食生活改善推進協議会	0	1	会長
12	農業委員会	1	0	会長
13	農事改良組合	0	1	組合長
14	五三土地改良区	0	1	理事長
15	環境保全対策協議会	0	1	会長
16	J A西美濃笠郷支店	0	1	支店長
17	商工会	0	1	会長
18	交通安全笠郷分会	0	1	会長
19	社会教育委員	0	1	笠郷地区委員
20	子ども会育成会	0	1	会長
21	婦人の会	0	1	会長
22	スポーツ推進委員	0	1	笠郷地区委員
23	体育振興会	1	0	会長
24	スポーツ少年団	0	1	少年団親代表
25	中学校PTA	0	1	会長
26	小学校PTA	0	1	会長
27	笠郷小学校	0	1	校長
28	船附こども園保護者会	0	1	会長
29	下笠保育園保護者会	0	1	会長
30	町消防団第6分団	1	1	団長、副団長
31	女性防火クラブ笠郷分会	0	1	会長
32	笠郷地域事業所・企業	0	若干名	理事会で承認された組織、
33	学識経験者(公募委員を含む)	若干名	若干名	理事会で承認された者、

(注)

理事、委員は本表に準じて選出する。複数団体の長を兼務の場合、理事・委員の兼務はせず代行者を立てる。



第8号議案

笠郷地域創生自治町民会議・会計処理規程

(目的)

第1条 この規程は、笠郷地域創生自治町民会議(以下「自治町民会議」という。)の会計処理の基準を定め、適正に事務を執行するとともに、財政及び資金の収支状況を適正に把握することで、自治町民会議の円滑な運営に資することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、自治町民会議の会計処理業務すべてについて適用する。

(会計処理の原則)

第3条 自治町民会議の会計処理は、法令、笠郷地域創生自治町民会議規約及び本規程の定めに従って処理されなければならない。

(会計の単位)

第4条 自治町民会議の会計単位は、一般会計のみとし、必要に応じて特別会計を置くことができる。

(会計年度)

第5条 自治町民会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計責任者)

- 第6条 自治町民会議は、第2条に規定する会計処理事務を行うため、会計責任者を置く。
- 2 会計責任者は、自治町民会議事務局長が執務する。
 - 3 会計処理事務を適正に行うため、事務局事務員を置くことができる。
 - 4 各部会の会計担当は、所属する部会が指名する。
 - 5 会計責任者と事務局事務員及び各部会の会計担当は常に連携を保ち、会計事務を行う。

(帳簿書類の保存)

第7条 経理に関する帳簿、書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 収支予算書及び決算書 永年
- (2) 会計帳簿 5年

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、会計責任者の上申に基づき、理事会の議決を得て行うものとする。

(予算項目)

第9条 予算項目は、別表1の通りとする。ただし、予算項目の細部は、別途定めるものとする。

(会計調書)

- 第10条 すべての会計処理は、収入調書又は支出調書(以下「会計調書」という。)により処理しなければならない。
- 2 会計調書は、証拠書類に基づいて作成し、証拠書類は会計記録との関係を明らかにして保存する。
 - 3 会計調書には、予算項目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡潔に記載する。

(会計帳簿)

第11条 前条の会計調書に基づき、会計ごとに次の会計調書簿を作成しなければならない。

- (1) 会計調書(証拠書類を添付)
- (2) 現金出納簿

(予算の事前作成)

第12条 予算は、事業計画に基づき、会計年度開始前に作成し、役員会の承認を得た後、総会で議決を得なければならない。

(支出予算の流用)

第13条 部会内の予算流用は、予算執行上必要がある場合に限り、担当部会長の承認を得て行うことができる。

(予備費の計上)

第14条 予測しがたい支出予算の不足を補うため、支出予算に予備費を計上することができる。

(予備費の使用)

第15条 会計責任者は、前条の予備費を使用する場合、あらかじめ理事会の承認を得たうえで使用することができる。

(補正予算)

第16条 会計責任者は、予算の編成後に生じた事由により、予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、役員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(金銭の範囲)

第17条 この規程において金銭とは、現金、預金、貯金をいう。

(収入の手続)

第18条 金銭の収納は、収入調書及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。

(収納した金銭の保管)

第19条 金銭の収納は、これを直ちに支出に充てることなく金融機関に預け入れなければならない。

(支出の手続)

第20条 金銭の支払は、支出調書及び支払にかかる関係書類に基づいて行う。

- 2 会計責任者は書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめたうえで、金銭の支払を行わなければならない。
- 3 金銭の支払については、請求書と同一の記名押印または署名のある領収書を徴しなければならない。
- 4 前項の規程にかかわらず、金融機関からの預金口座振込、郵便払込により支払を行った場合で、特に領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込または払込を証する書面によって領収書に代えることができる。
- 5 前2項の規程にかかわらず、やむを得ない事由により領収書・証明書を徴することができない場合には、その支払いが正当であることを証明した自治町民会議所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。
- 6 3万円以上の支出をする場合は、原則として請求書払いとする。
- 7 金銭の支払は、次の各号に掲げる場合を除き、原則として、金融機関の振込・郵便払込によらなければならない。
 - (1) 1件3万円を超えない常用雑費の支払
 - (2) 慣習上現金を持って支払うこととされている支払

(専決事項)

第21条 事務局長は、次の各号に定める事項を専決することができる。

- (1) 事務局職員の給与その他の人件費に係る支出
- (2) 規約第8条第1項に定める役員に係る報酬
- (3) 1件3万円を超えない支出

(支払期日)

第22条 金銭の支払は、小口及び随時支払うことが必要なものを除き、毎月末日までに発生した債務をまとめて翌月15日に行う。

(概算払)

第23条 性質上、概算をもって支払いの必要がある経費については、第20条第1項の規程にかかわらず概算払いを行うことができる。

- 2 概算払いをすることができる経費は、次に掲げるものとする。
 - (1) 旅費
 - (2) その他会計責任者が特に必要と認めた経費
- 3 概算払いは、金額が確定され次第、速やかに清算しなければならない。

(現金・預貯金の確認)

第24条 事務局員は、現金について、入出金のあった日の現金残高を金種表に記入し、当日の現金出納簿の残高と照合しなければならない。

- 2 会計責任者は、預貯金について、毎月末日における取引金融機関の残高と預金出納帳の残高を照合しなければならない。

(金銭過不足)

第25条 金銭に過不足が生じたとき、部会会計担当者は、すみやかに原因を調査したうえ遅滞なく会計責任者に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(金融機関との取引)

第26条 自治町民会議が金融機関と取引を開始または終了しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

- 2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。
- 3 会計責任者は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。

(月次報告)

第27条 会計責任者は月次報告書を作成し、理事会に提出しなければならない。

(計算書類の作成および確定)

第28条 会計責任者は、年次決算に必要な手続きを行い、収支決算書を作成し、会長に報告しなければならない。

- 2 会長は、前項の書類を点検し、監事の監査を受けた後、監査報告書を添えて理事会に提出しなければならない。
- 3 計算書類は、理事会の議決を得た後、総会の議決を得なければならない。

(積立金)

第29条 事業計画に基づき、積立金を積み立てることができる。

- 2 積立を行う際は、積立金により実施する事業内容とその目的、積立期間及び年度ごとの積立金額をあらかじめ事業計画に記載し、理事会の議決を得なければならない。
- 3 積立金の状況は、予算及び決算の承認に併せて報告しなければならない。

(備品)

第30条 購入価格が2万円を超え、その性質又は形状を変えずに比較的長期間にわたって使用に耐える物品等は、備品としてこれに関する台帳を整備し管理するものとする。

附 則

この規程は、令和元年5月11日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

別表1

報酬	役員報酬など。
共済費	事務職員を雇用する場合の労働保険料等の費用。
賃金	事務職員の賃金など。
報償費	役務の提供に対する謝礼、広く表彰の意味を持つ経費、記念品などの費用。
旅費	電車、バス、車などの交通費。
消耗品費	短期間又は一度の使用によって費消されるもの、き損しやすいもの、著しく長期間の保存に耐えないもの。日用品、封筒、ファイルなどの事務用品、コピー代、書籍などの費用。
燃料費	炊事用等の薪、自動車の燃料等の費用。
食糧費	事務執行上の直接的必要性から消費されるもの。各種会議用・接待用のお茶などの費用。
印刷製本費	パンフレット等の印刷代、写真の現像、製本代などの費用。
光熱水費	電気、水道、ガス料金などの費用。
修繕料	車両や備品の修繕、部品の取替え、建物など修理に要する費用。
賄材料費	地域行事や非常時などで提供する炊き出しの食材料等の購入費。
飼料費	飼育中の動物のえさの購入費。
医薬材料費	包帯、ガーゼ、脱脂綿などの購入経費。
通信運搬費	電話料金、切手、はがき、小包など郵送費、宅急便の料金、インターネットのプロバイダ契約料など。
保管料	貴重品、重要備品等を倉庫業者等に保管を依頼し、これに対して支払う経費。
広告料	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告に要する経費。
手数料	クリーニング代、振込手数料、登記、登録等各種証明手数料、薬剤散布の手数料など。
筆耕翻訳料	賞状の筆耕料、講演会等のテープ起こし、通訳料など。
保険料	ボランティア保険・損害保険などの保険料。
委託費	イベントの舞台装置、音響、電気配線設置などの委託料。
使用料及び賃借料	会場借上料、高速道路の通行料、駐車場の使用料、レンタカーの借上料、映画フィルムの借上料などの費用。
工事請負費	建造物、工作物等の新築、増築などの請負工事などの費用。
原材料費	砂利、セメント、木材、砂場の砂、苗木等の購入費
備品購入費	性質、又は形状を変えずに長期の渡り使用・保管することができる物品の購入費。(取得価格又は評価額が20,000円以上のは備品として取り扱う)
負担金・補助金等	自治町民会議の構成団体等への助成、研修等への参加負担金などの費用。
積立金	長期的な事業実施や高額備品の購入等に向けての積立金
公課費	自動車重量税や各種の登録税など。